

温室効果ガス排出量取引制度に関する調査研究委託業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 委託業務を行う者を公募型プロポーザル方式で選定するため、委員会を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 研究実績、提案内容の評価及び委託業者の選定
 - (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項
- 2 事業者の選定は、書面審査により決定するものとする。

(構成員)

第4条 委員会は、指定都市市長会事務局長、次長1名及び主査2名により構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には事務局長をもって充てる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月26日から施行し、委託業務を行う者が選定された日の翌日にその効力を失う。